議案第７８号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年亀山市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（職員） 第１０条　［略］ ２　［略］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）及び（２）　［略］ （２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 （３）　［略］ （３）の２　次のいずれかに該当す	（職員） 第１０条　［略］ ２　［略］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）及び（２）　［略］ ［号を加える。］ （３）　［略］ ［号を加える。］

る者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 （４）～（１０）　［略］ ４及び５　［略］	（４）～（１０）　［略］ ４及び５　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。